

発 行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

蚕糸会館6階

電話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507

<http://www.cbclo.com>

# 千葉中央法律事務所 ニュース

(題字・童話作家 故齊藤隆介氏)

暑中お見舞い申し上げます 2017年 盛夏



## 「安倍改憲」を主権者は許さない

日本国憲法施行70年の憲法記念日、あろうことか安倍首相は「憲法9条に自衛隊の存在を明記した条文を追加して、2020年に新しい憲法を施行したい」と発言しました。

この発言はその後、現実政治のなかで「明文改憲の流れ」を加速させ、「今年秋の臨時国会へ改憲原案を提示し」、「来年の6月の発議を目指したい」とエスカレートしています。憲法遵守義務（憲法99条）を無視する首相の「暴走」にブレーキをかける力は、今の政権与党にはありません。しかし、主権者はこの安倍改憲を決して許すことはないでしょう。自衛隊の存在を憲法上明記することは、憲法9条とりわけその2項（戦力不保持・交戦権否認）を死文化するものです。

そして、憲法に書きこまれる自衛隊は、2015年9月に強行された「戦争法」によって、集団的自衛権や米軍など他国軍への後方支援という軍事参加の権限を拡大された自衛隊であり、単に「専守防衛の自衛隊」を書きこむものではありません。このことに主権者国民は気づきはじめているからです。

日本国憲法は、あのアジア・太平洋戦争への深い反省と、二度と戦争の惨禍はくり返さないという国民的な誓いがその背景にあるのです。

私たち国民は、70年間憲法改悪を阻止してきました。

9条は決して死んではいないのです。

あの「戦争法」とのたたかいの中で、私たち主権者は、「憲法を守り活かす力」をしっかりとつけています。市民と野党の共同のひろがりの結節点には「安倍改憲を許すな」があります。

私たちの事務所は、自由と人権の前進を目指して、日々事件活動に全力をあげてきました。

こうした人権活動の前進のためにも、「安倍改憲」は許してはならないと考えています。

暑い夏になりそうです。どうぞご自愛下さいますよう。

そして、これからも皆さまのあたたかいご支援とご協力を心よりお願いし、この夏のごあいさつといたします。

## 千葉中央法律事務所

弁護士 高 橋 勲	弁護士 高 橋 高 子	弁護士 白 井 幸 男	弁護士 守 川 幸 男
弁護士 藤 野 善 夫	弁護士 中 丸 素 明	弁護士 岩 橋 進 吾	弁護士 井 出 達 希
弁護士 加 藤 寛 之	弁護士 島 貫 美穂子	弁護士 田 村 陽 平	弁護士 藤 盛 夏 子
弁護士 土 居 太 郎			事 務 局 一 同